

精華町教育委員会会議 議事録

令和7年（第12回）

1 開 会 令和7年12月23日(火) 午後2時00分
閉 会 令和7年12月23日(火) 午後3時30分

2 場 所 精華町役場 3階 301会議室

3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者
麻生委員 久保委員 高橋委員

4 欠席委員 なし

5 出席事務局職員

松井教育部長 藤総括指導主事
山崎学校教育課長
河西学校教育課担当課長(防災食育センター長)
小笠原生涯学習課長
上野生涯学習課担当課長(図書館長)
高鍋学校教育課課長補佐

6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第12回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 第11回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和7年第11回教育委員会会議の議事録について説明。

【採 決】

・ 全員承認

(3) 教育長報告事項

1 1月28日に町議会が再開し、12月24日に閉会となる。当初予定より会期を延長しており、国の補正予算に係る物価高対策に係る本町の事業について、補正予算案を町長が提出したので、その採決を行って終了となる見込みである。

1 1月26日、精華中学校で府中学校教育研究会の特別活動の研究発表大会が行われた。同校のコミュニティ・スクールの取組に関連して、子どもたちが学び、活動し、学校がどのように変容してきたかという発表があった。

1 2月10日、メディア教育研究室代表理事の今度珠美先生を招き、生成AIを使った子どもたちへの授業と、「AI時代のデジタルシティズンシップ教育」という題目での講演会が精華西中学校で行われた。教員が40名ほど参加し、講演では生成AIの著作権の問題、機密性の問題、ディープフェイクの問題、それからバイアスなど、リスクについて注意すべきことを話された。

1 2月14日、せいかグローバルネット主催の日本語による外国人のメッセージコンテストに出席した。6名の方が日本語で発表され、生活の苦労や感じたことなどを発表された。精華西中学校の総合文化部も参加していて、クイズのパフォーマンスをしており、中学生の国際交流の機会をもっと充実させていきたいという思いを持った。

1 2月19日、総合教育会議が開催され、委員の皆様に出席いただいた。各委員から町長へ様々な重要事項について発言いただいた。新しい視点での教育振興に関するアイデアが出され、予算を要するものもあって、お願いということになったが、予算の査定はこの年末年始に行われる。各部からの様々な要求があるが、教育に関しての新しい取組にしっかり予算がついてほしいと思う。

1 2月22日、精華南中学校の総合的な学習、地域貢献プロジェクトの提言の発表があった。3年生が図書館の集会室へ来て、10班に分かれ、町行政についての提言が発表された。テーマは多岐にわたっているが、例えば図書館の利用について、SNSで町立図書館がお勧めする本の内容を紹介するようなものをつくれればもっと本が読まれるようになるのではないかという提言があった。まさに今、研究しているところで、子どもたちの提言には行政の最先端の取組に合っているものもあった。子どもたちの視点では、SNS

を使って情報をもっと発信するという提言が目立った。

【委員からのご意見】

麻 生 委 員 精華南中学校の総合的な学習の内容に関しては、ホームページなどで情報発信してもらえるか。

教 育 部 長 意見等をまとめ、ホームページに公表する予定である。

(4) 議決事項

臨時代理の報告について

教 育 部 長 精華町教育委員会基本規則第16条の2第1項の規定に基づき、令和7年12月15日付で行った教育長の臨時代理について、同規則第16条の2第2項の規定により報告する。

まず、臨時代理の要旨について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年度精華町議会定例会12月会議に提出する議案に同意することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理をしたものである。

次に、臨時代理をした議案については、議案第20号、令和7年度精華町議会定例会12月会議提出議案に係る意見聴取について（令和7年度精華町一般会計補正予算（第6号））である。当該議案については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける事業者等に対する支援を図るために必要な経費を新規に計上するもので、教育委員会関係分としては2つの事業があった。

1つ目は、私立幼稚園に対する支援を図るための経費として60万1,000円の増額補正を行うものである。

2つ目は、町内体育施設等の管理運営に対する支援を図

るための経費として170万円の増額補正を行うものである。

以上の議案について、本来であれば会議を開催し、直接委員の意見を伺うべきところ、書面表決を行い、委員全員からの賛成を頂戴したところである。

(採決 ー 全員挙手により報告を承認)

議案第21号 児童・生徒が就学する学校を指定する規則一部改正について

教育部長 児童・生徒が就学する学校を指定する規則の一部を改正する規則(案)についてであるが、今回の規則改正は、通学区域の設定及び変更を行うもので、その改正理由は大きく2点ある。

1点目は、区画整理事業により、新精台一丁目及び新精台二丁目が新たに設置されるが、当該区域の従前の小字は大半が精北小学校区域であることから、この地域については精北小学校を通学区域として設定するものである。

新精台二丁目の一部は、従前の校区割りでは川西小学校区域であるが、学校までの距離、あるいは新たな町名の大半が精北小学校区域であることを勘案して、新精台一丁目及び二丁目については精北小学校区域に設定する。

なお、区画整理事業前の当該区域は山林であり、住民は住んでいない。

また、新精台の住宅用地は区域の北東側の一部にあるのみで、それ以外は大半が企業用地である。その住宅用地となる場所については、従前も精北小学校区域である。

2点目は、新精台の東側に、精北小学校区域の飛び地が存在しているような現状で、現在、川西小学校区域に精北小学校区域が混在をしている場所がある。このため、山手

幹線沿いにある精北小学校区域の飛び地については川西小学校区域に変更することにより、学校までの距離の短縮を図るものである。

なお、当該場所については現在、田又は墓地で、住民は住んでいない。

最後に、附則として、この規則は、土地区画整理法第103条第4項の規定による学研精華下狛土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

【委員からのご意見】

久保委員 住宅の建築予定数などの見通しはあるか。住宅が建ち始める時期や、学校に通い出す時期、児童生徒数の見通しはまだ計画段階か。

学校教育課長 具体的な戸数は示されていない。区域内には住宅用地、産業用地などがあるが、住宅用地に30軒程度建つのではないかと考えている。

事業者を確認しても、具体的な時期は分からないが、まず産業用地から先行して誘致を進めるようで、住宅が建つ時期的にはそれ以降と考えている。

麻生委員 例えば小学校1年生が精北小学校と川西小学校に行くのでは、距離や時間はどれくらい変わるか。小学生でも行ける距離か。

学校教育課長 精北小学校と川西小学校への距離や時間について、住宅地を予定しているところからは、精北小学校の方が近くなっている。

参考までに新精台よりも西側にある旭地区から精北小学校に通学している児童もいる。

川村教育長 区画整理区域外で精北小学校校区から川西小学校区へ、校区を移す箇所には住宅が建つ予定はあるか。

学校教育課長 今回、新精台が誕生することにより、付近で校区が混在している部分を整理しているが、現在は田と墓地の状態

で、住宅が建つ予定はない。

通学区域を決めるにあたっては、距離や地域性を考え整理を図っている。

久保委員 企業誘致については、どんな企業が来るかということや工場などが建つということもまだ分からないか。

学校教育課長 現在、建築中の企業が1社ある。

松下委員 精北小学校区から川西小学校区に変更する箇所は、農地と墓地であるが、農地は調整区域で、住宅が建てられないところか。

また、新精台の企業用地にも、住宅を建てることは、法的にはできない状況であるか。というのは、行政が宅地開発をすると、必ずと言っていいほど周辺が開発される。今回の場所の周辺で開発できるようなところがあるのかなのか。あれば、特に民間企業が入ってくると思うがどうか。それと、何戸ぐらい住宅が建つかによって、精北小学校と川西小学校の児童数がどれだけ増えるかということにも関わる。

学校教育課長 新精台の区域は、大部分が、産業用地や商業地として用途地域を変更され、企業誘致についてはその区域で進められている。住宅が建つのは一部だけである。

松下委員 狛田駅の東の方は、以前は田であったと思うが、今は住宅地としてきれいに整備されており、同じように建物が建ち出さないかと思った。

学校教育課長 狛田駅の東側は、町の区画整理事業で整備した場所で、もともと田園風景が広がっているところだったが、そこは市街化区域に入れて開発された。今回、市街化区域になっているのは新精台のみであり、調整区域の部分について、開発は今のところはできない状態である。

松下委員 住宅が30戸ぐらいであれば、大きな人数は転入して来ないと思われる。

学校教育課長 各学年1人ずつぐらいだと予測している。

久保委員 企業誘致のことで、社会貢献に熱い企業が来てほしいが、誘致の基準や条件は何かあるか。

学校教育課長 この地域は、学研地域になっており、元々住宅用地を想定していたが、今は産業集積を行うということに軸足を置いている。その土地利用には、研究開発などを行う企業を誘致するという基準があり、京都府も一定関与しながら、誘致を進めている状況である。

松下委員 高速道路のインターもすぐ横にある一等地であり、税金関係も精華町に入ってくるようになる。

学校教育課長 自立した町をつくるためには一定の税収が必要である。新精台、あるいは今後開発される学研狛田西地区も産業施設用地に軸足を置いており、住民が住むことはかなり少ないと考えている。

麻生委員 校区が混在している部分は規則的にするために便宜上、変更するのであって、住宅が建ち、新たに子どもたちが来るところではないということによいか。

学校教育課長 道路や地域性を考慮し整理する形になる。今のところ人が住む予定はない。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

教育部長 1 精華町議会定例会 12月会議について

精華町議会定例会 12月会議については、11月28日から12月24日までの27日間の会期で執り行われている。

まず、議案関係については、人事案件の任命同意が1件、補正予算関係が2件、工事の請負契約締結が2件である。

人事案件は、精華町教育委員会教育長の任命同意を求め

ることについて、川村教育長の任期満了に伴い引き続き任命するもので、全会一致で同意をいただいた。新たな任期は、令和7年12月22日から3年間である。

次に、第5号の補正予算と工事の請負契約締結関係2件の議案については、12月18日に既に可決され、先ほど臨時代理を承認してもらった第6号の補正予算の議案については、12月24日に採決される予定である。

次に、一般質問について、今回は16名の議員から質問の通告があった。そのうち教育委員会に関係する質問は、内海議員から、学校図書館の役割と新聞配備の取組について、坪井議員と村田議員からは町体育館、学校施設の改修についての質問があった。また、大森議員からは、学校におけるフッ化物洗口の実施について、岡田議員からは、中学校の部活動地域展開についての質問などがあった。そして、大野議員からは電車通学における保護者負担の実態についてと、その負担を軽減できないかという質問など、教育関係については10名の議員から質問があった。

最後に、行政報告として、教育長から初日に2件の報告を行った。

そして、1件の教育請願が提出された。

- 総括指導主事
- 1 生徒指導報告について
 - (1) 小学校
 - 11月の問題事象は0件。
 - 不登校の児童数は19名。
 - (2) 中学校
 - 11月の問題事象は0件。
 - 不登校の生徒数は38名。
 - 2 重災害事故報告について

1 1月の報告は0件。

3 インフルエンザの流行による学級閉鎖について

1 1月は、精華台小学校の第1学年と山田荘小学校の第1学年で学級閉鎖をした。

1 2月は、現時点で山田荘小学校の第2学年、川西小学校の第1、第2、第3、第6学年、東光小学校の第1、第3学年、精華西中学校の第1、第3学年で学級閉鎖及び学年閉鎖をした。

生涯学習課長 1 精華町文化財保存活用地域計画について

1 2月19日（金）に文化庁の文化審議会が開催され、本町が申請していた保存活用地域計画について、認定相当ということで文化庁長官に認定された。

これを受けて、町としては来年1月23日に作成協議会の最終回で認定を受けた旨を報告し、町としての計画を策定完了とする予定である。

また、来年3月28日（土）には、地域計画策定の記念シンポジウムの開催を予定している。詳細については検討中であるが、場所は役場交流ホールで行う予定である。

（6）後援関係

1 1月から12月にかけて受け付けた教育委員会後援事業は、総数8件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が8件で、社会教育係の担当が8件、社会体育係の担当が0件となっている。

（7）1月の行事予定

主なものとして、町立小・中学校の冬季休業期間については、1月7日で

終了となり、翌1月8日に3学期の始業式が実施される予定である。また、1月12日にけいはんなホールで、令和7年度精華町二十歳のつどいを開催する。教育委員にも主催者として出席いただく。そのほか、1月27日に令和8年第1回教育委員会会議を開催予定である。

(8) その他

松 下 委 員 1 恭仁宮跡の特別史跡の指定について

木津川市の恭仁宮跡について、大きな施策が2つほど打ち出されている。大仏の建立や国分寺や、壘田永年私財法に係るもので、それを国の特別史跡へ指定するという話を、国の文化審議会が文部科学相に答申した。答申されたので、今後、特別史跡に指定されるが、特別史跡は府内で4件目である。残り3件は京都市内で、金閣寺、銀閣寺、醍醐寺の3つの庭園であり、古代遺跡では今回、京都で初めてである。この宮跡関係では、奈良県の藤原宮跡と平城宮跡に次いで3件目ということで、非常にクローズアップされるニュースである。

一方、精華町には樋ノ口遺跡があり、木津川市と精華町に跨っている。京奈和自動車道の工事の際に調査をするといろいろなものが出てきて、例えば奈良三彩も出てきた。これは相当位の高い者しか持てないもので、遺跡としては大事な遺跡だという話もあり、その位置が恭仁宮から見て右京に当たる。今、論争されているのは右京がどこまでかという問題で、ここまでは来ないとしても右京の外れのような感じだと思う。ただ、ここにその遺跡があり、建物があつたということは何か意味があるのだろうと、これが論争になっている。学者が2人いて、1人は、大きな寺だったと、その寺の名前は山田寺（さんでんじ）というふうに言っている。もう1人の学者の見方は、ある貴族の離宮があつたということで、2つに意見が分かれている。

ところが、数年前に、平城宮跡西部で発掘調査をすると、山田川が平城宮建設のための資材を運ぶ水路になって、乾谷まで運び、そこから陸路で押熊の山まで運び、その後、川をつたって水路で平城宮まで流したというようなことが分かってきた。であれば、これは自案であるが、もしかすると山田川を通行する船の監視をする役所であったかもしれない。

山田川は河岸段丘になっており、遺跡の位置が一段高くなっている。河岸段丘の下には遺跡がなく、河岸段丘の上、つまり、北側にしか遺跡が発掘されなかった。

河岸段丘の下のほうは小字名が下川原という。下の川原、つまり、山田川の河原であった所である。だから、その一帯は掘ればいろいろと発掘されるのではないかという気がする。今回、恭仁宮跡が特別史跡になったということで、精華町にも関係するような話だと思う。

川村教育長 恭仁宮の特別史跡指定について、ここは京都府が発掘を続けてきた。精華町の樋ノ口遺跡は、開発に伴って発掘したところである。本当は研究目的として公費で発掘したらいいのだろうが、よほど研究価値の高いところでなければ開発が伴わないと発掘がされないということがほとんどである。

文化財保存活用地域計画は、まだ全国で14～15%程度の自治体しか指定されていない段階なので、精華町はこの面では前へ進めることができたと思う。

松下委員 2 クラブ活動の認定制度の構築について

以前、文部科学省から12月を目途に新指針を出すという話をしていたが、それを整理された内容である。今までの情報整理をされたようなものであるが、これを全部やろうと思うと教育委員会の業務が大変であるということをも

ず感じた。というのは、例えば「生徒の安心安全を確保する。事故、暴力、暴言、いじめ防止のための研修や組織体制を整備する」という指針のポイントがあり、どこが行うのか。指導者がすごくたくさんいるが、その人数を局や府単位でできるのか。最後は、市町になると思うと、どこかで計画を立てて、実際に動かして、何かをしなければならない。これは学校ができるものではなく、行政がしなければならないという覚悟が要ると思う。

それから、保護者負担の問題で、経済的に困難な子については、保護者負担を減らすとなっているが、子どもの側に立つと、これそのものが負担だと思う。なぜかと言うと、今までは学校で指導されていたから、費用は一切要らず、経済的に困難な子もそれ以外の子も含めて同じ対応であった。しかし、これをやったために子どもの気持ちとして、家庭的に困難で無償になったとしても、他の子は払っているが、自分は払わないとなると、そこに格差が生まれてくるような気もする。だから、できれば全部無償でどこから出すというように公平公正の取組ができないかと思う。何らかの手だて、計画と対応が必要である。これも行政の仕事になるかもしれない。

それから、どういう人材を使うかということで、小学校の体育の専科教員とか、それから高校の先生などがいるが、ただ、幾つか課題があり、小学校の体育の専科教員はそんなに多くない。それから、高校の先生が土日に、どこかに行けば自分の高校の子どもを指導できなくなる。今まで学校に世話になったものを地域へというのは方向としては良いが、細かい中身を見ていくともう少し精査すべき部分があり、今後も動向を注視していかなければならない。

川村教育長 部活動の地域展開は、現在どんな検討をしているか。
総括指導主事 現在、町内で来年度に向けた方針の確認をしている。来年度の基本方針を精華町として、どう立ち上げているかに

については、令和8年度2学期以後、休日、土日の学校部活動は原則実施しないという方向で進めている。それでは、2学期以後の土日は活動しないのかということであるが、想定されるのは、中学校体育連盟の大会等は残っているので、その大会の設定日時が、土日の週休日に当たる場合もあるし、令和9年度になったときに、相楽地方の春の大会もある。そして、夏の大会と秋の大会の3つに相楽中学校体育連盟が主催として関わっているが、土日開催が含まれるようになったときに、それに対して部活動地域展開の方針である土日に部活動はしないこととの差が生まれているという課題がある。であれば、やはり部活動地域展開は、土日に原則部活動を行わないけれども、大会参加は、町として認める特例をつくる。では、いきなり大会だけ参加できるのかとなると、現在、協議を進めているのは、その大会の期日前何日間の土日は練習ができるという方向でルールづくりを制定していけないかということをもまず1つの手がかかりとして、令和8年度の地域展開を進めていこうということで意見交流をしている。

しかし、現場の声の部分で、教師の中にもそれだけではチームづくりができないというような方もおり、熱心に取り組んでいる先生であればあるほどそういった意見がある。一方で、この地域展開の最大の課題は教職員の土日、もしくは超過勤務の時間数を抑えていくところに大きな目当てがあるのだから、教育委員会として方針を打ち出していくということも大事であろうという意見の調整を図っているところである。

あわせて、土日は地域クラブのほうに展開していくけれども、受け入れ団体はどのような形になっているのか、そのあたりが認定要件のことにも関わってくると感じており、スポーツ協会と連携を取ってもらいながら、受け入れ団体等の受け入れ数を増やしていく作業に移っている。

松下委員 兼職兼業の扱いも含めて整理すると言っているのですが、部活動に熱心な先生は兼職兼業をするでしょう。すると、1つの中学校の教員が町内3校の生徒を集めて1つの地域クラブをつくり、その兼職兼業の正教員と地域の人達が合同で指導することになる。つまり、今までのチームという考え方は変えなくてはいけないのではないだろうか。今までは学校単位で試合に出ていたが、今度は精華町を1つの単位として見るようなイメージができつつあるという気もした。土日に兼職兼業の先生と地域の人が指導したとしても、指導の中身も非常に難しくなるだろう。そこで指導する人は専門的な立場で指導されるでしょうが、平日は学校で練習するので、そこの兼ね合いをどうしていくか。流れ出せばうまくいくだろうとは思いますが、整理が必要な時期も途中で出てくると思う。

もう一つは、平日は教員として指導するが、土日は指導しないという人も中にはいるだろう。そうすると、1つの競技で平日の指導者と土日の指導者が異なった場合に、指導間のギャップが出てくると思う。その調整も必要になってくるだろうということで、非常に難しい中身だと感じる。それも含めて、今後の教育委員会のリーダーシップが非常に大きなウエイトを占めると感じている。

川村教育長 今は、壁にぶち当たりながら一步一步進めている状態である。今日、校長先生方とも協議させてもらったけれども、国から認定制度というものが提起されたが、この認定の対象が例えばスポーツ協会1本でいいのか、あるいは1つずつの団体になるのかまだ分からない。研修も市町村がやるのか、国がつくってくれたものを流すだけでいいのかなど、分からない部分が多いので、もう少し様子を見ながら進めることになる。

松下委員 現在、ソフトテニスや廣学館高校で教えてもらっている吹奏楽は、団体の指導者がきっちりおり、生徒や若い先生

もいるから、あまり心配していないが、町内で活動しているスポーツ関係の指導者の方の場合は結構年齢が高い。若い人は競技者として自分の競技を行っている。とすると、他市の中学校の場合は、異動があれば年齢関係なくその先生が顧問になって指導するが、地域のクラブは指導者がいなくなるという可能性もある。そうなった時にバックアップする体制も必要になってくるだろう。想定問答を色々つくっておかないといけない。

総括指導主事 一番の課題は場所の問題である。スポーツ団体もあるし、併せてまだ部活動もあるので、実際に進めたときに学校施設を開放する形になるが、その場所の調整がすごく難しい。

松下委員 場所を変えるということは遠くへ行くわけで、子どもの安全も心配である。保護者の送り迎えもあると思うが、その保護者が交通事故をすることも想定されるだろうし、事故を起こしたときの補償をどうするか。今は日本スポーツ振興センターの保険でいけるが個別で入らなければならないという問題や、その保険代は誰が出すのかなどの問題もある。

川村教育長 その保険は、今は自己負担である。

麻生委員 東光小学校の体育館は、土日は予約で埋まっている。いろいろなスポーツをやっている。そういう既存の団体にお願いするのか、別組織に委託をするのか。

総括指導主事 現在、精華町スポーツ協会がコーディネーター役になり、協会に団体登録されているところに今年度も剣道、陸上、バスケット、ソフトテニスの実証事業をさせてもらっている。その既存の団体へ中学生の受け入れができるかという聞き取り調査をして、できるというところに依頼していくことを精華町の方向性で考えていた。しかし、認定要件というものが出され、団体に認定条件を課してきている。では、それが個々に認定が必要なのか、スポーツ協会

として受けてもらえるものなのかであるが、一個一個の団体に必要になると、精華町の今までやってきた取組は令和8年度以降非常に厳しいものになるだろうと苦慮しているところである。ただ、やっていきたいのは、それぞれの個別の団体に指導をお願いしていきたいとは思っている。

川村教育長　例えば、中学校の野球部の部員が減っても、中学生の軟式のクラブがないので、中学の合同チームのような地域クラブができ、そこで野球をやりたい子はできるというようになればいいなという話もあった。そのような取組をどうするかというところである。

松下委員　来年から改革実行期間の6年間になる。今までは改革推進期間であったが、推進ではなく実行となってくるとそちらへ移行していく必要がある。精華町は町だけのことを考えてもいいけれども、よく全国、近畿、府の教育委員会の会議や研修会に行くと、できないというところがある。精華町のようにそこそこの人口がいて、いろいろなことが活発にやられているところは、指導者もいるけれども、過疎地域はとにかく人材がいないということになれば、来年度から実行期間になったときに、先生がやらざるを得ないということが起こってくる。

久保委員　この前の会議で文科省に質問している市町村があった。そのことについて、国は何とか支援していくと答えていた。

この問題は、1つの小さい町だけで考えて答えの出るようなものではないような気がする。例えば、神戸市は、いずれこういうことになるだろうと考えて、かなり前から取り組んでおり、参考にすべきだが、神戸市だからできるというところもある。だから、どこが参考になるか分からないとなったときに精華町だけではなくて、相楽全体で考えるなど、いろいろなことで知恵を出し合いながらやっていかないとできない。見通せないことがいっぱいあり、大変だ

と思う。

松 下 委 員 精華町だけの問題なのか、他市とも論議をしていかなければならないのかも実際分からない。基本的には町だけで解決できればいいと思うが、どうなのか。

川 村 教 育 長 京都府や国は、統一した幾つかのパターンの事例を出されているが、各自治体で責任を持ってやらないといけないと思う。けれども、相楽でもう少しまとまったらという意見は、校長先生からもあった。これから木津川市や東部のほうにも声かけはしていこうと思う。精華町だけ進めると、精華町に行ったら部活がないのかとか、誤解を生むので、それが起こらないようにしっかりと知らせていきたい。

松 下 委 員 結局、働き方改革等いろいろあるけれど、オリンピックなども含めて、この取組は何を目指しているのか。

川 村 教 育 長 一つは、日本型学校教育と言いながら、教員が丸抱えで部活を指導することで日本の学校の部活、スポーツ競技を支えてきたが、そういう考え方をずっと続けることについては文科省、国のほうは疑問を持っていると思う。

中学校について、これは室伏長官のときの長官の考えであるが、必ずしも中学で一生懸命部活をやらなくてもいいという考え方を持っていた。競技によっては早くからやらなければいけない競技もあるし、そうではない競技もあり種目によって随分違うと思う。加えて、中学校の部活、スポーツは楽しく、いろいろなことやったほうがいいと言っていた。その考え方が一つのベースになっていると思う。

麻 生 委 員 学校の部活は、平日にやって、土日は違う種目を選んでもいいのか。違うスポーツを発見したいとなると、子どもの目的が全然違ってくる。

川 村 教 育 長 土日に部活をやらないとすると、今までやっていた子どもたちがどうするのかということになる。そのときは、こういうものがあるということで、活動する場を広げていく。そ

れには単なる習い事ではなく、学校ではないが、一定の活動資金の助成が公的になされているというところで、その制度をつくり、安全性とか、指導者の資質を担保しようとしている。そういう場所だということであるが、それが競技力につながるかは、未知数である。

麻生委員 試合など目指すものがあると頑張れるが、大会の出場はどのような扱いになるか。

川村教育長 学校で所属した部活で大会に出るか、地域の部で出るか、選択することになる。

各種目の部活動で中学校対抗の大会があって、上の大会へ上がっていくというような日本に長らく根づいている文化が大きく変容すると思う。

麻生委員 目標は、いろいろなものを体験しようということに変わっていくということか。

総括指導主事 その意識や認識であるが、実際の現場の方々や生徒の認識は、まだまだ今までどおりという価値観がどうしてもある。今までやってこられた学校教育の現場での部活動というものは大きな価値があったので、そこを否定せずに、新たな価値を示しながら、段階を踏まえて取り組んでいかなければならない難しさを非常に感じている。

(9) 閉会

教育長が第12回教育委員会会議の閉会を宣言。